

グリーンアップおおいた実施本部設置要綱

(設置)

第1条 県が取り組むべき環境課題について、総合的かつ効果的な施策を実施するため、グリーンアップおおいた実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の事項を所掌する。

- (1) グリーンアップおおいた推進会議の意見等を踏まえ、県が行うべき環境に関する事務・事業を決定し実施すること。
- (2) 県の環境施策の実施について、事業の進行管理を行うこと。
- (3) 事業の進捗状況を県民に公開すること。
- (4) グリーンアップおおいた推進会議の唱導する県民運動を支援すること。
- (5) 県の環境施策及び県民運動を広報すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員で組織する。

- 2 本部長は、生活環境部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、生活環境部審議監をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる（審議監を2人以上置く部にあつては、当該部の長が指名した者）。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、本部長に代わってその職務を行う。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じ、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 本部の会議は、本部長が必要と認めるときは、書面で開催することができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日改正）

この要綱は、令和6年10月23日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部審議監
企画振興部審議監
福祉保健部審議監
商工観光労働部審議監
農林水産部審議監
土木建築部審議監
会計管理局会計課長
教育庁教育改革・企画課長
警察本部生活安全部生活安全捜査課長

企業局総務課長

病院局大分県立病院事務局総務経営課長

生活環境部自然保護推進室長

生活環境部環境保全課長

生活環境部循環社会推進課長

商工観光労働部工業振興課長

教育庁社会教育課長